

「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」 開催要領(案)

令和 6 年 12 月 24 日
総務省行政管理局長決定

1 目的

我が国の行政においても AI が普及しつつあるところ、更なる利活用を円滑に進めつつ、引き続き行政手続法や行政不服審査法等(いわゆる行政通則法)の趣旨・目的である国民の権利利益の保護、行政の信頼確保等が図られるよう、AI 利活用状況の実態を把握した上で、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について整理・検討する必要がある。

こうしたことから、今般、総務省行政管理局において、「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」(以下「調査研究会」という。)を開催することとする。

2 構成及び運営

- (1) 調査研究会は、総務省行政管理局長が開催する。
- (2) 調査研究会の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 調査研究会に座長を置き、座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、調査研究会を招集し、主宰する。ただし、第 1 回の調査研究会は総務省行政管理局長が招集する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 調査研究会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則非公開とするが、調査研究会終了後に配付資料を公表するとともに議事概要を作成し、公表することとする。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 庶務

調査研究会の庶務は、総務省行政管理局調査法制課が処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、調査研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会

構成員

江間 有沙 東京大学国際高等研究所東京カレッジ准教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

原田 久 立教大学法学部長

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

山本 龍彦 慶応義塾大学大学院法務研究科教授

横田 明美 明治大学法学部専任教授

吉永 隆之 一般社団法人 Urban Innovation Japan 代表理事

(五十音順:敬称略)